

社会福祉法人佐貫会

就業規則変更（案）

新	旧
<p>(賃金及び退職金) 第54条 職員の賃金及び退職金については、佐貫会給与規程および佐貫会<u>確定拠出年金</u>手当および<u>確定拠出年金退職金に関する規程</u>に定めるところによる。</p> <p><u>附 則</u> この規程は、令和6年4月1日から施行する。</p>	<p>(賃金及び退職金) 第54条 職員の賃金及び退職金については、佐貫会給与規程及び佐貫会退職金規程に定めるところによる。</p> <p><u>(新設)</u></p>